

長野県公共事業等環境配慮制度の概要

環境政策課 環境審査係

1 長野県公共事業等環境配慮制度とは

環境への負荷の少ない経済・社会の仕組みを構築するため、環境アセスメント制度対象としない県事業において、環境への影響をできるだけ小さくすることを目的とした制度

2 環境配慮制度の特徴

- ① 工事着手前の早い段階での情報公開と市町村や住民からの意見募集（環境配慮書（案））
- ② 市町村や住民の意見を踏まえた環境保全対策の公表と実施（環境配慮書）
- ③ 工事完了後の環境保全対策の実施状況の公表（実施状況報告書）

注）H26. 5 要綱改正により方法書の名称を環境配慮書（案）に変更

3 環境配慮制度の主な検討経過

平成 13 年	長野県庁舎における ISO14001 の認証取得。環境配慮制度について庁内の連絡会議で検討を開始
平成 17 年度	3 件の公共事業で環境配慮制度の試行を開始し、平成 21 年度に終了
平成 21 年度	環境配慮制度を E A21 と連携させる方向で検討を開始
平成 22 年度	検討結果を踏まえ、県公共事業で新たな試行。問題点を整理・修正し「長野県公共事業等環境配慮推進要綱」を制定
平成 26 年度	制度運用の中で生じた課題等に対応するため、「公共事業方法書」を「公共事業環境配慮書（案）」に名称変更、県以外の者が実施主体として行う県道工事等の事業を対象とするなど要綱を一部改正

4 環境アセスメント制度と環境配慮制度との関係

両方とも環境への適正な配慮を行うための制度ですが、次の2点が主な相違点です。

① 対象事業と規模

【環境アセスメント制度】

- ▶ 「道路の建設」や「廃棄物最終処分場の建設」などの大規模事業を対象としています。

【環境配慮制度】

- ▶ 法や条例の適用を受けない次のようなものです。
 - ・「道路の建設」などアセス制度対象事業で、**規模が対象未満**の事業（中規模事業）
 - ・「土地改良事業」や「建築物の建築」など、**アセス制度対象外事業**（事業種要件を満たさない中規模以上の事業）

② 制度に係る所要期間

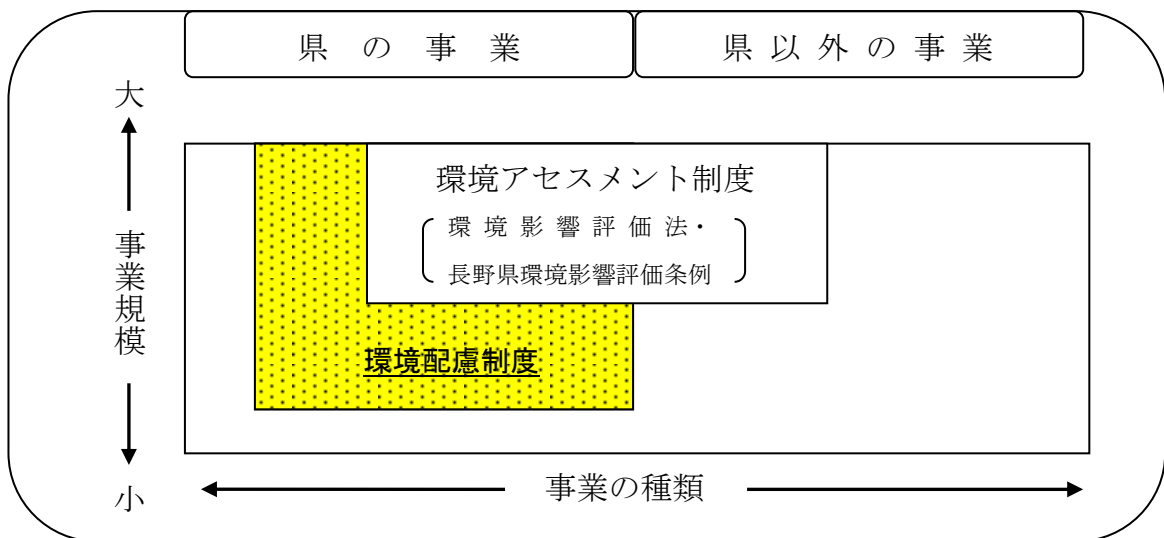
【環境アセスメント制度】

- ▶ 現地調査や専門家による審査手続があり、事業着手までの所要期間は**2～3年程度**です。

【環境配慮制度】

- ▶ 市町村や住民の皆様からの情報提供が中心であり、専門家による審査手続は必須ではなく、事業着手までの所要期間は**1年未満**を想定しています。

環境アセスメント制度と環境配慮制度との関係



○ 環境アセスメント制度…県が実施する事業と県以外の者が実施する事業を対象。

○ 環境配慮制度…県（企業局を含む）が実施する事業のみ対象。

※H26. 5 要綱改正により、県が管理する道路等の施設において、県以外の者が実施主体として行う道路工事等の事業が要綱に規定する事業規模に該当する場合は、県が実施する公共事業に準じるものとして対象事業となる。

公共事業等環境配慮制度運用フロー

【ステップ1】「公共事業環境配慮書（案）の作成・公表」

- ・公共事業環境配慮書（案）を作成し、環境部に提出（事業部局）
- ・事業部局で作成した公共事業環境配慮書（案）を公表（環境部）

- ・公表（環境保全上の住民意見募集：30日間）
- ・関係機関及び市町村長へ意見照会（環境部）

住民意見書

関係機関及び
市町村長からの意見

必要に応じて
専門家の意見

環境部長の意見書（公共事業環境配慮書（案）の提出から60日以内）

必要に応じて意見書の計画への反映（事業部局）

庁内連絡会議の
技術的支援

必要に応じて環境配慮案の住民説明（事業部局）

【ステップ2】「公共事業環境配慮書の作成」

- ・住民や環境部長の意見を反映させた公共事業環境配慮書を作成し、環境部に提出（事業部局）

必要に応じて庁内連絡会議で審議・修正依頼（環境部）

【ステップ3】「公共事業環境配慮書の公表」

- ・必要に応じて修正手続を経た公共事業環境配慮書を公表（環境部）

事業着手

【ステップ4】「公共事業環境配慮実施状況報告書の作成」

- ・事業年度が複数年にわたる事業は、年度ごとに公共事業環境配慮実施状況報告書を作成し、環境部に提出（事業部局）

事業完了

【ステップ5】「公共事業環境配慮実施報告書の作成・公表」

- ・環境配慮の実施状況を記載した公共事業環境配慮実施報告書を作成し、環境部に提出（事業部局）
- ・公共事業環境配慮実施報告書を公表（環境部）

長野県公共事業等環境配慮制度対象事業の種類・規模一覧表（条例との比較）

【環境配慮制度】

【環境影響評価条例】

対象事業の種類		規 模	対象事業の種類		規 模				
					第 1 種事業	第 2 種事業			
道路の建設	自動車専用道路	(条例対象へ)	道路の建設	自動車専用道路	新設 全て 改築 1km以上	—			
	県道、林道 農道等	長さ 1km以上		県道、林道 農道等	4車線以上かつ 長さ 10km以上	4車線以上かつ 長さ 7.5km以上 森林の区域等 2車線以上かつ 長さ 10km以上			
河川の整備及び改修		長さ 1km以上	—	—	—	—			
ダム建設 (砂防、治山を除く)		全て (堰堤改良工事等を除く)	ダム建設	貯水面積 50ha以上	森林の区域等 貯水面積30ha以上	—			
砂防堰堤の建設	施工区域面積 1ha以上 (本体工事+堆砂敷の面積)	—	—	—	—	—			
治山堰堤の建設									
山腹工事	施工区域面積 1ha以上 (構造物+緑化工の面積)	—	—	—	—	—			
地滑り防止工事									
急傾斜地崩壊防止工事									
公園の整備	土地の形質変更面積 1ha以上	—	—	—	—	—			
下水道終末処理場の建設		全て	下水道終末処理場の建設	面積 15ha以上	—	—			
農用地の開発	開発面積 1ha以上	—	—	—	—	—			
ほ場の整備	土地区画整理面積 20ha以上								
かんがい排水施設の新設 及び更新	長さ 1km以上	—	—	—	—	—			
ため池の新設及び廃止	全て								
ため池の改修	堤高 10m以上	—	—	—	—	—			
水力発電所の建設	出力 1000kw以上								
浄水場・配水池の建設	事業区域面積 1ha以上	—	—	—	—	—			
建築物の建築	延べ面積 5000㎡以上								
土地の造成	事業区域面積 2ha以上	—	—	工業団地の造成	面積 50ha以上	森林の区域等 面積 30ha以上			
				住宅団地の造成	面積 20ha以上	—			
				別荘団地の造成	面積 50ha以上	森林の区域等 面積 30ha以上			
				流通業務団地の造成	面積 20ha以上	—			
				土地区画整理事業	面積 100ha以上	—	—	面積 75ha以上	森林の区域等 面積 30ha以上
								工作物の用に供する一団 の土地の造成	面積 50ha以上

災害の復旧若しくは防止のため緊急を要する事業には適用しない。